

蜜蜂飼育届について



広島県への蜜蜂飼育届の提出

- ★ 趣味も含めセイヨウミツバチやニホンミツバチを飼育する方は、**全員提出**が必要です。
- ★ **毎年1月31日まで**に、お住まいを管轄する畜産事務所へ提出する必要があります。
- ★ **飼育届を提出する前に、近隣養蜂家と調整が必要な場合があります。**詳しくは、お住まいを管轄する畜産事務所へお問い合わせください。
- ★ 蜜蜂転飼許可申請書を提出している場合は、**転飼許可申請書と飼育届に相違がないよう**ご記入ください。
- ★ 蜜蜂飼育届の様式はこちら

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/85/mitubatishiikutodoke.html>



飼育する際に気を付けること **注意**

○刺傷事故

ミツバチが人を刺すこともあるため、周辺住民に飼育する旨を伝え、理解を得ておきましょう。特に春から夏にかけては分蜂防止対策を講じるなど、適正な群数の維持に努める必要があります。

○スズメバチ

ミツバチを餌とするスズメバチが巣に飛来することがあります。スズメバチは攻撃性が強く、周辺の住民が刺されることがあるため大変危険です。スズメバチ対策に努めましょう。

○フンの被害

ミツバチのフンにより、周辺住民の洗濯物や車を汚してしまうことがあります。飼育場所の周辺には十分配慮しましょう。

○病気の被害

適切な管理を行っていないと、ふそ病やバロア症(ダニ)などの病気の温床となり、近隣養蜂家も被害を受けます。マニュアル等を参考に適切に管理しましょう。異常が見られる場合は、お住まいを管轄する畜産事務所へお問い合わせください。

お住まいを管轄する畜産事務所

お住まい	管轄する畜産事務所	電話番号・FAX・MAIL
広島市・呉市・竹原市・大竹市・東広島市・廿日市市・安芸高田市・江田島市・府中町・海田町・熊野町・坂町・安芸太田町・北広島町・大崎上島町	西部畜産事務所 〒739-0013 東広島市西条御条町1-15	TEL：082-423-2441 FAX：082-424-1826 MAIL:njwchikusan@pref.hiroshima.lg.jp
三原市・尾道市・福山市・府中市・世羅町・神石高原町	東部畜産事務所 〒720-8511 福山市三吉町1-1-1	TEL：084-921-1311（代表） FAX：084-921-1229 MAIL:njechikusan@pref.hiroshima.lg.jp
三次市・庄原市	北部畜産事務所 〒727-0011 庄原市東本町1-4-1	TEL：0824-72-2015（代表） FAX：0824-72-7334 MAIL:njinchikusan@pref.hiroshima.lg.jp